

DIAM人民元債券ファンド

追加型投信／海外／債券

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]
DIAMアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-506-860（受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで）

【ホームページ】<http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

＜委託会社の情報＞	
委託会社名	DIAMアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆109億円
	(2011年12月30日現在)

- 「DIAM人民元債券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2012年3月15日に関東財務局長に提出しており、2012年3月16日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1

主として人民元建て債券に実質的な投資を行います。

●主として外国投資信託※1への投資を通じて、中国本土以外の市場で発行または流通している人民元建て債券※2に実質的な投資を行います。また、DIAMマネーマザーファンドへの投資も行います。

●実質的に組入れる外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※1 外国投資信託における人民元建て債券の比率は、高位を保つことをめざしますが、人民元建て債券市場の動向や外国投資信託の純資産残高によっては低くなる場合があります。

※2 人民元建て債券には、国債や政府機関債、国際機関債、社債（格付が付与されていないものや、投資適格未満の格付が付与されているものを含みます。）等が含まれます。また、人民元建て預金、人民元建て短期金融資産などを活用する場合があります。なお、将来的に中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土市場に投資する可能性があります。

2

人民元高による為替益と債券投資による金利収益の獲得をめざします。

●中国の著しい経済成長や世界的な人民元切上げ圧力等を背景として、上昇期待の強い人民元に投資することで、円安・人民元高による為替益の獲得※3をめざします。

●人民元建て債券への投資によって金利収益の獲得をめざします。

※3 DIAMマネーマザーファンドは人民元へ投資しません。したがって、DIAMマネーマザーファンドへの投資比率によっては、ファンドの全額を人民元に投資した場合に比べ、十分な為替益が得られない場合があります。

3

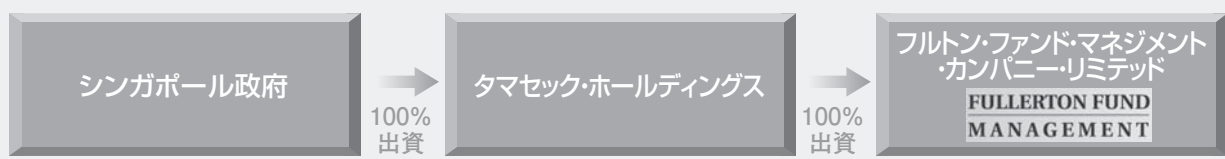
外国投資信託の運用はフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

●外国投資信託の運用は、アジア投資の経験豊富なフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下、フルトン）が行います。

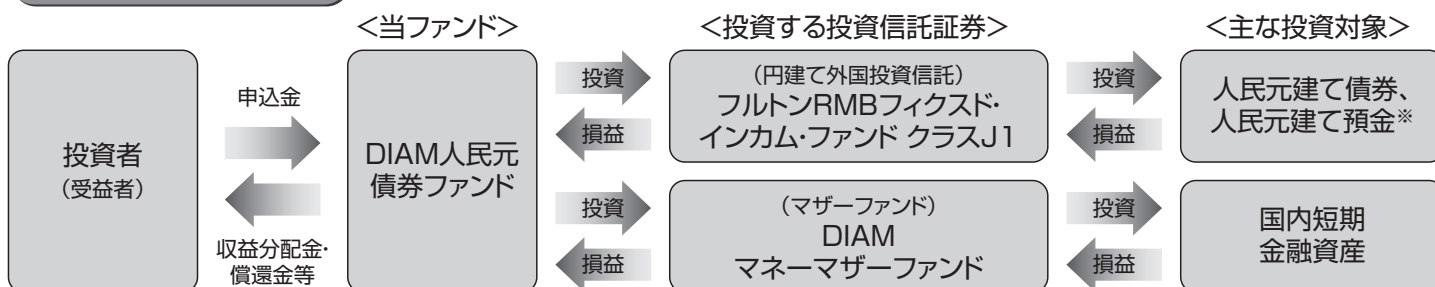
フルトンについて

・フルトンは、シンガポール政府100%出資の政府系投資会社である、タマセック・ホールディングスの100%出資により設立された資産運用会社です。

・シンガポール本社のほか、中国、ベトナムに拠点をもち、主にアジア地域の株式、債券、為替、オルタナティブの運用を手がけるなど多岐にわたる資産運用を行っています。



ファンドの仕組み



※人民元建て債券、人民元建て預金のほかに、人民元建て短期金融資産等に投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建て資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

年2回の決算時(毎年6月15日、12月15日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	フルトンRMBフィクスト・インカム・ファンド クラスJ1
形態	ケイマン籍 円建て外国投資信託
主な投資対象	主として中国本土以外の市場で発行または流通している人民元建て債券を投資対象とします。
投資態度	<p>① 主として中国本土以外の市場で発行または流通している人民元建て債券*を投資対象とします。また、人民元建て預金、人民元建て短期金融資産のほか、人民元関連のデリバティブ取引(スワップ取引、NDF取引)などを活用する場合があります。</p> <p>※将来的に中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土市場に投資する可能性があります。</p> <p>② 為替益と金利収益、クレジット選択、デュレーション戦略を主な収益の源泉とします。</p> <p>③ 銘柄選択にあたっては、経済調査や金融政策の分析によるトップダウン・アプローチと、クレジット分析やイールドカーブ分析によるボトムアップ・アプローチによって決定します。</p> <p>(注)資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、純資産総額の5%以内とします。</p> <p>② 有価証券の空売りは行わないものとします。</p> <p>③ 純資産総額の10%を超える借入は行わないものとします。</p> <p>④ 流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。</p>
投資顧問会社	フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド
管理報酬等	<p>申込手数料：ありません。</p> <p>信託報酬：純資産総額に対して年率0.46%程度</p> <p>※上記料率には、投資顧問会社、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬が含まれます。ただし、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</p> <p>その他の費用：信託財産に関する租税、組入る有価証券の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担します。</p>

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
形態	国内籍親投資信託
主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>(*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。</p> <p>② 国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>③ ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p>
運用会社(委託会社)	DIAMアセットマネジメント株式会社

○ マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

○金利リスク

金利リスクとは、金利の変動を受けて債券の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

○為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により実質組入外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドは、実質組入外貨建資産について対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

○信用リスク

有価証券等への実質的投資にあたっては、発行者において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じることがあります。またこうした状況に陥ると予想される場合等には、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。当ファンドは、実質的に市場規模が小さい債券等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

○カントリーリスク

実質的に投資を行う通貨や有価証券等の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 換金請求金額が多額な場合、解約制限の設けられている「フルトンRMBフィクスト・インカム・ファンドクラスJ1」において解約請求の受付の中止・取消または延期が実施された場合には、換金のお申込みの受付を中止すること、すでに受け付けた換金のお申込み・約定を取り消すことおよび換金代金の支払いを延期することがあります。また、外国為替取引の停止・決済機能の停止・金融商品取引所等における取引の停止・非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等の場合、その他やむを得ない事情がある場合には、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、すでに受け付けた購入・換金のお申込み・換金の約定を取り消すことおよび換金代金の支払いを延期することがあります。

リスクの管理体制

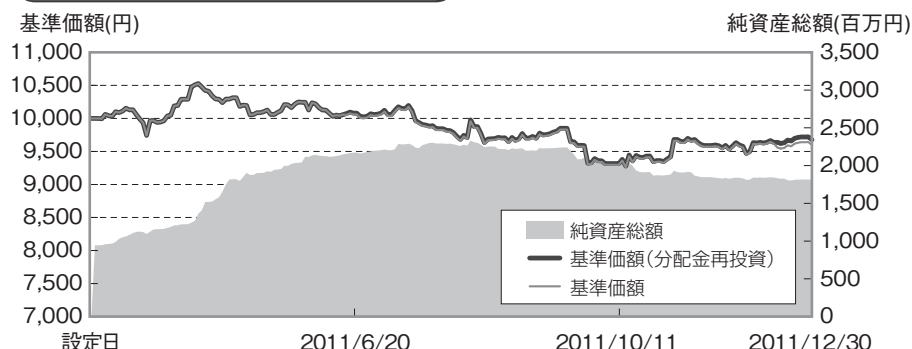
委託会社では、運用パフォーマンス評価を、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

基準価額・純資産の推移

〈設定日(2011年2月25日)~2011年12月30日〉

分配の推移(税引前)



第1期	(2011.06.15)	20円
第2期	(2011.12.15)	60円
設定来累計		80円

(注) 分配金は1万円当たりです。

※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2011年2月25日)
※基準価額は信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

(注) 投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

■組入銘柄一覧

順位	銘柄名	種類	国名	投資比率(%)
1	フルトンRMBフィクスト・インカム・ファンド クラスJ1	投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.55
2	DIAMマネーマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	1.77

■DIAMマネーマザーファンド

(注) 投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
国債証券	日本	47.69
地方債証券	日本	4.90
特殊債券	日本	16.14
社債券	日本	29.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.93
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	247回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2012/3/29	21.67
2	238回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2012/2/27	13.01
3	233回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2012/2/6	8.67
4	314回 政保道路債	特殊債券	日本	1.00	2012/12/20	6.12
5	814回 政保公営企業債券	特殊債券	日本	1.40	2012/4/26	5.66
6	19年度 兵庫県市町共同公募債	地方債証券	日本	1.30	2012/5/9	4.90
7	18回 NTTドコモ社債	社債券	日本	1.00	2013/3/27	4.38
8	817回 政保公営企業債券	特殊債券	日本	1.30	2012/7/25	4.36
9	356回 中国電力社債	社債券	日本	1.20	2012/9/25	4.36
10	234回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2012/2/13	4.34

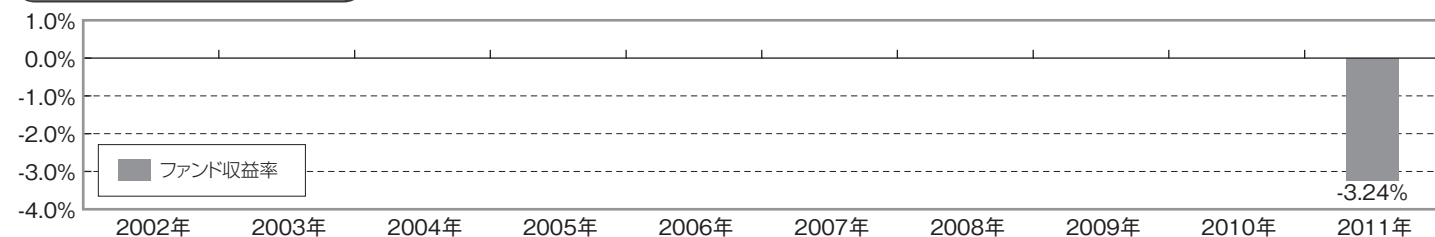
■フルトンRMBフィクスト・インカム・ファンド クラスJ1の組入上位10銘柄

順位	銘柄名	セクター	クーポン(%)	償還日	国名	通貨	組入比率(%)
1	SINOTRUK HONG KONG LTD	資本財・サービス	2.950	2012/10/29	中国	中国元	4.8
2	VTB BANK (VTB CAPITAL SA)	金融	2.950	2013/12/23	ロシア	中国元	4.4
3	VOLKSWAGEN INTL FIN NV	一般消費財・サービス	2.150	2016/5/23	ドイツ	中国元	3.8
4	EURASIAN DEVELOPMENT BAN	その他	7.375	2014/9/29	国際機関	米ドル	3.2
5	VALUE SUCCESS INTERNATIO	金融	2.075	2014/6/9	香港	中国元	3.1
6	FAR EAST HORIZON LTD	金融	3.900	2014/6/3	中国	中国元	3.1
7	GLOBAL LOGISTIC PROPERTI	金融	3.375	2016/5/11	シンガポール	中国元	2.7
8	CATERPILLAR FINANCIAL SE	金融	1.350	2013/7/12	アメリカ	中国元	2.6
9	SINOCHEM OFFSHORE CAPITA	素材	1.800	2014/1/18	中国	中国元	2.5
10	AGRICULTURAL BK CHINA HK	金融	1.400	2012/12/24	中国	中国元	2.4

※フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドの現地月末データを基に作成しています。

※組入比率は純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2011年は設定日から年末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購入価額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して8営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	2012年3月16日～2013年3月15日 ※中国の銀行、香港の銀行、シンガポールの銀行のいずれかの休業日とその前営業日に該当する日(以下、「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止 および取消し	換金請求金額が多額な場合、解約制限の設けられている「フルトンRMBフィクスト・インカム・ファンド クラスJ1」において解約請求の受付の中止・取消または延期が実施された場合には、換金のお申込みの受付を中止すること、すでに受け付けた換金のお申込み・約定を取り消すことおよび換金代金の支払いを延期することがあります。 また、外国為替取引の停止・決済機能の停止・金融商品取引所等における取引の停止・非常事態(金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等)による市場の閉鎖等の場合、その他やむを得ない事情がある場合には、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、すでに受け付けた購入・換金のお申込み・換金の約定を取り消すことおよび換金代金の支払いを延期することがあります。
信託期間	2021年6月15日までです。(設定日:2011年2月25日)
繰上償還	主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合は、信託契約を解約し、当該信託を終了します。 次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合。 ② 受益者のために有利であると認めるとき。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として6月15日、12月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示することを予定しています。 (URL http://www.diam.co.jp/)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称: DIAM、当ファンドの略称: 人民元債券)

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入価額に、 <u>3.15%(税抜3.0%)</u> を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。				
信託財産留保額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額に <u>0.5%</u> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して年 <u>1.3315%(税抜1.29%)(概算)</u> の率を乗じて得た額とします。			
	当ファンドの 運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年0.8715%(税抜0.83%)の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。			
		時期	項目	費用	
		毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率0.8715%(税抜0.83%)
				配分	委託会社
販売会社	年率0.4200%(税抜0.40%)				
受託会社	年率0.0315%(税抜0.03%)				
投資対象とする 投資信託証券 の運用管理費用 (信託報酬)	投資先外国投資信託証券の純資産総額に対して年率 0.46%程度 ・上記料率には、投資顧問会社、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬が含まれます。ただし、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。				
※上記は、当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券を高位に組み入れた状態を想定しています。					
その他費用・ 手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。				

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年12月末現在のもので、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%の税率となります。また、2014年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。